

X i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕																
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信 第1節 通信の種類等 (通信の種類等)</p> <p>第42条 通信には、次の種類があります。 ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード(128k通信モードを除きます。)に限ります。</p> <table border="1" data-bbox="359 743 1302 1150"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては262.5Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により 128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(128k通信モード)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節～第4節</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第81条～第85条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第86条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。 (表略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地図情報等提供サービスは、iモード機能、moperaU 機能若しくはspモード機能の提供を受けているX i に限り提供します。</p> <p>4～20 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては262.5Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により 128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(128k通信モード)	(略)	(略)	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信 第1節 通信の種類等 (通信の種類等)</p> <p>第42条 通信には、次の種類があります。 ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード(128k通信モードを除きます。)に限ります。</p> <table border="1" data-bbox="1570 743 2513 1150"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては150Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により 128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(128k通信モード)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第81条～第85条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第86条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。 (表略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地図情報等提供サービスは、iモード機能、moperaU 機能若しくはspモード機能の提供を受けているX i 又はドコモドライブネットインフォご利用規約に基づきドコモドライブネットの提供を受けているX i ユビキタスに限り提供します。</p> <p>4～20 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては150Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により 128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(128k通信モード)	(略)	(略)
種 類	内 容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては262.5Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により 128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(128k通信モード)																
(略)	(略)																
種 類	内 容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては150Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により 128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(128k通信モード)																
(略)	(略)																

第87条～第93条 (略)

料金表

通則
1～20 (略)

21～23 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 150円 (税込額 162円)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

第4表～第7表 (略)

第87条～第93条 (略)

料金表

通則
1～20 (略)

(前払登録額による料金等の支払い)

21 当社は、前払登録額（当社が定める方法によりそのX i からあらかじめ前払い登録を行った額をいいます。以下同じとします。）の残高を減ずることにより、料金の支払いを受けま

す。
22 当社は、当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときは、その契約の解除があった電気通信サービスに係る前払登録額（当該契約約款に規定するものをいいます。）の残高（その契約の解除に係る電気通信サービスの全ての料金等を支払った後の残高をいいます。）について、新たに締結したX i 契約に係る前払登録額として取り扱います。

23 当社は、次のいずれかに該当するときは、前払登録額の残高を無効とします。
(1) 最後に前払い登録した日を含む暦月の翌暦月の初日から（前払い登録をした日が暦月の初日であるときはその日から）起算して2年を経過したとき。

(2) X i 契約の解除があったとき。

24 当社は、前項の場合において、無効となった前払登録額の返還は行いません。

25～27 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 100円 (税込額 108円)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

第4表～第7表 (略)

別表1 営業区域

区 分	通信を行うことができる地域
(略)	(略)
備考 1～6 (略) 7 データ通信モードによる通信において、契約者回線からの通信の伝送速度が150M b/s以下となる地域があります。この場合において、当社は、その地域を当社のインターネットホームページ等において掲示します 8 電気通信回線の一部に通信衛星が利用されている場合は、太陽雑音又は降雨等により一時的に通信を行うことができない場合があります。	

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～7 (略)	(略)
8 spモード機能 (1)～(8) (略)	(1)～(5) (略) (6) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 ただし、1の暦月におけるspモード電子メールアドレスの変更を行った回数及び14欄に規定するiモード電子メールアドレスの変更を行った回数の累計(当社が定める方法により累計します。以下「メールアドレス累計変更回数」といいます。)が、当社が定める回数を超えるときは、spモード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。 (7)～(52) (略) (注1)～(注2) (略)
9～13 (略)	(略)
14 iモード機能 (1)～(7) (略)	(1)～(3) (略) (4) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 ただし、1の暦月におけるメールアドレス累計変更回数が、当社が定める回数を超えるときは、iモード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。 (5)～(45) (略)

別表1 営業区域

区 分	通信を行うことができる地域
(略)	(略)
備考 1～6 (略) 7 電気通信回線の一部に通信衛星が利用されている場合は、太陽雑音又は降雨等により一時的に通信を行うことができない場合があります。	

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～7 (略)	(略)
8 spモード機能 (1)～(8) (略)	(1)～(5) (略) (6) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 (7)～(52) (略) (注1)～(注2) (略)
9～13 (略)	(略)
14 iモード機能 (1)～(7) (略)	(1)～(3) (略) (4) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 (5)～(45) (略)

	(注) (略)
15～29 (略)	(略)

別表 3～別表 9 (略)

附 則(平成27年 3月24日経企第1955号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年 3月31日から実施します。
ただし、この改正規定中、通信の種類等に関する部分は平成27年 3月27日から、地図情報等提供サービス、番号案内料、iモード機能、spモード及び第4項に関する部分は平成27年 4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第33号(平成25年 4月5日)の附則第2項を次のように改めます。
 - 2 削除
- 4 経企第1665号(平成27年 2月12日)の附則を次のように改めます。
 - (1) 第3項を次のように改めます。
(光スマホ割キャンペーンの適用)
 - 3 この改正規定実施の日から平成28年 3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iデータプラン(スマホ/タブ)に係る定期契約又は一般契約(身体障がい者等割引(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限り、)の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割キャンペーン((1)又は(2)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌月分から起算して11暦月の間(以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。)のX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iデータプラン(スマホ/タブ)の基本使用料について、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。
(表略)
 - (1) ファミリーシェアパック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択すること。
 - (2) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
 - (3) X iサービス取扱所において当社が定める端末設備をX i契約者又はその関係者が購入すること。
 - (2) 第5項及び第12項第2号を次のように改めます。
 - (2) そのX i契約に基づき、契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌々月の初日に

	(注) (略)
15～29 (略)	(略)

別表 3～別表 9 (略)

そのX i が属する共有回線群を構成するX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したとき。

(3) 第9項を次のように改めます。

9 前5項の規定にかかわらず、U25応援特割キャンペーン若しくはU25応援特割キャンペーン（家族）の適用を受けるとき又はキャンペーン対象期間における各暦月において、そのX i が特定X i 等でないこと及びそのX i が属する共有回線群を構成する他のX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したときは、その確認をした日を含む暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用しません。

(4) 第10項を次のように改めます。

（光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用）

10 この改正規定実施の日から平成28年3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i データプラン（スマホ／タブ）に係る定期契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーン（その契約締結があった日を含む翌暦月から、24暦月の間（以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、各暦月に特例対象条件を満たしていると当社が認めるX i の数（以下、この附則において「割引対象回線数」といいます。）に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

（表略）

(1) ビジネスシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。

(3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。

(5) 第11項を次のように改めます。

11 前項の規定にかかわらず、当社は、そのX i （基本使用料の料金種別がX i データプラン（スマホ／タブ）であるものに限り、）に係る契約者回線に、当社が定める端末設備以外の端末設備が接続されていることを当社が確認したとき又はキャンペーン対象期間における各暦月において、そのX i が特定X i 等でないこと及びそのX i が属する共有回線群を構成する他のX i に特定X i 等が含まれないことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の基本使用料について、前項に規定する減額を適用しません。

(掲示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第94条～第96条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第97条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。 (表略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地図情報等提供サービスは、iモード機能、moperaU 機能若しくはspモード機能の提供を受けているFOMAに限り提供します。</p> <p>4～20 (略)</p> <p>第97条の2～第101条 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～22 (略)</p> <p>23～25 (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第94条～第96条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第97条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。 (表略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地図情報等提供サービスは、iモード機能、moperaU 機能若しくはspモード機能の提供を受けているFOMA又はドコモドライブネットインフォご利用規約に基づきドコモドライブネットの提供を受けているFOMACyberに限り提供します。</p> <p>4～20 (略)</p> <p>第97条の2～第101条 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～22 (略)</p> <p>(前払登録額による料金等の支払い)</p> <p>23 当社は、前払登録額(当社が定める方法によりそのFOMAからあらかじめ前払い登録を行った額をいいます。以下同じとします。)の残高を減ずることにより、料金の支払いを受けます。</p> <p>24 当社は、当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにFOMAサービス(FOMAプリペイド及びFOMA特定接続を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)に係る契約を締結したときは、その契約の解除があった電気通信サービスに係る前払登録額(当該契約約款に規定するものをいいます。)の残高(その契約の解除に係る電気通信サービスの全ての料金等を支払った後の残高をいいます。)について、新たに締結したFOMAサービスに係る契約の前払登録額として取り扱います。</p> <p>25 当社は、次のいずれかに該当するときは、前払登録額の残高を無効とします。 (1)最後に前払い登録した日を含む暦月の翌暦月の初日から(前払い登録をした日が暦月の初日であるときはその日から)起算して2年を経過したとき。 (2)FOMAサービスに係る契約の解除があったとき。</p> <p>26 当社は、前項の場合において、無効となった前払登録額の返還は行いません。</p> <p>27～29 (略)</p> <p>(注) (略)</p>

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1（略）

第2 付加機能使用料

1（略）

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
（略）	（略）	（略）
端末動作情報等蓄積機能（ドコッチサービス）	1契約ごとに	280円（302.4円）

2-2（略）

第2表（略）

第3表 番号案内料等

1（略）

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 150円（税込額 162円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

第4表～第7表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1（略）

第2 付加機能使用料

1（略）

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
（略）	（略）	（略）

2-2（略）

第2表（略）

第3表 番号案内料等

1（略）

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 100円（税込額 108円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

第4表～第7表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～6 (略)	(略)
7 iモード機能 (1)～(7) (略)	(1)～(3) (略) (4) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 ただし、1の暦月におけるメールアドレス累計変更回数が、当社が定める回数を超えるときは、iモード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。 (5)～(45) (略) (注) (略)
33 spモード機能 (1)～(8) (略)	(1)～(5) (略) (6) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 ただし、1の暦月におけるspモード電子メールアドレスの変更を行った回数及び14欄に規定するiモード電子メールアドレスの変更を行った回数の累計(当社が定める方法により累計します。以下「メールアドレス累計変更回数」といいます。)が、当社が定める回数を超えるときは、spモード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。 (7)～(51) (略) (注1)～(注2) (略)
15～29 (略)	(略)
44 端末動作情報等蓄積機能(ドコッチサーブिस)	(1) FOMA(基本使用料の料金種別が定額データプラン128 K又は定額データプランスタンダード2に係るものに限り提供します。)又はFOMAユビキタス(基本使用料の料金種別がFOMAデバイスプラス500に係るものに限り提供します。)に限り提供します。 (2) 契約者は、当社が別に定める方法により、この機能をインターネットホームページから、利用していただきます。 (3) 電波状況又はその他の理由により、端末設備の環境等の情報を受信又は送信できない場合があります。 (4) 当社は、この機能により受信した端末設備の環境等の情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (5) 契約者から請求があったときは、当社は端末設備の環境等が当社が別に定める基準又は契約者があらかじめ設定した基準に到達した場合に、そのことをあらかじめ登録

種 類	提 供 条 件
1～6 (略)	(略)
7 iモード機能 (1)～(7) (略)	(1)～(3) (略) (4) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 (5)～(45) (略) (注) (略)
33 spモード機能 (1)～(8) (略)	(1)～(5) (略) (6) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 (7)～(51) (略) (注1)～(注2) (略)
15～29 (略)	(略)

されたメールアドレスに通知します。
(6) この機能のその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
(注) (2)、(5) 及び(6) の当社が別に定めるところは、「ドコッチサービス利用規約」に定めるところによります。

別表 3～別表10 (略)

附 則(平成27年 3月24日経企第1955号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年 3月31日から実施します。
ただし、この改正規定中、地図情報等提供サービス、番号案内料、iモード機能及びspモードに関する部分は平成27年 4月 1日から、端末動作情報等蓄積機能に関する部分は平成27年 4月 4日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第33号(平成25年 4月 5日)の附則第 2項を次のように改めます。
 - 2 削除

別表 3～別表10 (略)

(掲示)

ワイドスター通信サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕																		
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>第1表～第2表 (略)</p> <p>第3表 番号案内料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" data-bbox="332 814 1439 1087"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>番号案内料</td><td>1 電話番号等ごとに</td><td>税抜額 150円 (税込額 162円)</td></tr><tr><td>番号案内接続通信料</td><td></td><td>その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額</td></tr></tbody></table> <p>第4表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p> <p>附 則 (平成27年3月24日経企第1955号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	区 分	単 位	料 金 額	番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 150円 (税込額 162円)	番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>第1表～第2表 (略)</p> <p>第3表 番号案内料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" data-bbox="1516 814 2623 1087"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>番号案内料</td><td>1 電話番号等ごとに</td><td>税抜額 100円 (税込額 108円)</td></tr><tr><td>番号案内接続通信料</td><td></td><td>その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額</td></tr></tbody></table> <p>第4表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>	区 分	単 位	料 金 額	番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 100円 (税込額 108円)	番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額
区 分	単 位	料 金 額																	
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 150円 (税込額 162円)																	
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額																	
区 分	単 位	料 金 額																	
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 100円 (税込額 108円)																	
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額																	

(掲示)

専用回線等接続サービス契約約款の一部改正

〔改正〕					〔現行〕						
2-9 第9種接続装置に係るもの 2-9-1 タイプ1に係るもの					2-9 第9種接続装置に係るもの 2-9-1 タイプ1に係るもの						
区分			料金額 (月額)	区分			料金額 (月額)				
			次の税抜額 (カッコ内は税込額)				次の税抜額 (カッコ内は税込額)				
接続装置	基本額		1契約ごとに	2,000円 (2,100円)	接続装置	基本額		1契約ごとに	2,000円 (2,100円)		
	加算額	ATM接続用のもの、CR接続用のもの又はイーサネット接続用のもの	10Mb/s以下タイプ	1接続装置ごとに		8,000円 (8,400円)	加算額	ATM接続用のもの、CR接続用のもの又はイーサネット接続用のもの	10Mb/s以下タイプ	1接続装置ごとに	8,000円 (8,400円)
						100Mb/s以下タイプ					12,000円 (12,600円)
	IP網接続用のもの		14論理チャンネルタイプ	1接続装置ごとに		5,000円 (5,250円)	IP網接続用のもの		14論理チャンネルタイプ	1接続装置ごとに	5,000円 (5,250円)
			28論理チャンネルタイプ			10,000円 (10,500円)			28論理チャンネルタイプ		10,000円 (10,500円)
			69論理チャンネルタイプ			15,000円 (16,200円)			46論理チャンネルタイプ		15,000円 (16,200円)
			300論理チャンネルタイプ			30,000円 (32,400円)			69論理チャンネルタイプ		20,000円 (21,600円)
	1仮想内線番号ごとに			100円 (105円)		1仮想内線番号ごとに			100円 (105円)		
	2-9-2 タイプ2に係るもの					2-9-2 タイプ2に係るもの					
区分			料金額 (月額)	区分			料金額 (月額)				
			次の税抜額 (カッコ内は税込額)				次の税抜額 (カッコ内は税込額)				
			単位				単位				

接続装置	基本額	基本額		1 契約ごとに	2,000円 (2,100円)
		仮想P B X装置の利用に係るもの			30,000円 (31,500円)
	加算額	イーサネット接続用のもの	10Mb/s以下タイプ	1 専用回線等ごとに	8,000円 (8,400円)
			100Mb/s以下タイプ		12,000円 (12,600円)
		I P 網接続用のもの	14論理チャンネルタイプ		5,000円 (5,250円)
			28論理チャンネルタイプ		10,000円 (10,500円)
			69論理チャンネルタイプ		15,000円 (16,200円)
		300論理チャンネルタイプ	30,000円 (32,400円)		
		1 I P 電話番号ごとに			100円 (105円)
	1 内線番号ごとに			400円 (420円)	
1 外線接続可能数ごとに			800円 (840円)		
1 仮想内線番号ごとに			100円 (105円)		

第2 付加機能使用料

1 適用

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)

接続装置	基本額	基本額		1 契約ごとに	2,000円 (2,100円)
		仮想P B X装置の利用に係るもの			30,000円 (31,500円)
	加算額	イーサネット接続用のもの	10Mb/s以下タイプ	1 専用回線等ごとに	8,000円 (8,400円)
			100Mb/s以下タイプ		12,000円 (12,600円)
		I P 網接続用のもの	14論理チャンネルタイプ		5,000円 (5,250円)
			28論理チャンネルタイプ		10,000円 (10,500円)
			46論理チャンネルタイプ		15,000円 (16,200円)
		69論理チャンネルタイプ	20,000円 (21,600円)		
		1 I P 電話番号ごとに			100円 (105円)
	1 内線番号ごとに			400円 (420円)	
1 外線接続可能数ごとに			800円 (840円)		
1 仮想内線番号ごとに			100円 (105円)		

第2 付加機能使用料

1 適用

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)

接続迂回機能	(略)	(略)	(略)
	第9種接続装置に係るもの	1 接続装置ごとに	(1) 10Mb/s以下タイプ 8,000円 (8,640円) 100Mb/s 以下タイプ 12,000円 (12,960円) (2) 14論理チャンネルタイプ 5,000円 (5,400円) 28論理チャンネルタイプ 10,000円 (10,800円) 69論理チャンネルタイプ 15,000円 (16,200円) 300論理チャンネルタイプ 30,000円 (32,400円)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
(略)	(略)
14 接続迂回機能 (スタンバイオプション) 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線 (以下この欄において「予備回線」といいます。) を接続するための機能をいいます。	(1)～(2) (略) (3) 第8種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 ①～④ (略) (4) 第9種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 ① 10Mb/s以下タイプ (ATM接続用のもの、CR接続用のもの及びイーサネット接続用のもの) ② 100Mb/s 以下のもの (ATM接続用のもの、CR接続用のもの及びイーサネット接続用のもの) ③ 14論理チャンネルタイプ (IP網接続用のもの)

接続迂回機能	(略)	(略)	(略)
	第9種接続装置に係るもの	1 接続装置ごとに	(1) 10Mb/s以下タイプ 8,000円 (8,640円) 100Mb/s 以下タイプ 12,000円 (12,960円) (2) 14論理チャンネルタイプ 5,000円 (5,400円) 28論理チャンネルタイプ 10,000円 (10,800円) <u>46論理チャンネルタイプ</u> <u>15,000円 (16,200円)</u> 69論理チャンネルタイプ 20,000円 (21,600円)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
(略)	(略)
14 接続迂回機能 (スタンバイオプション) 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線 (以下この欄において「予備回線」といいます。) を接続するための機能をいいます。	(1)～(2) (略) (3) 第8種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 ①～④ (略) (4) 第9種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 ① 10Mb/s以下タイプ (ATM接続用のもの、CR接続用のもの及びイーサネット接続用のもの) ② 100Mb/s 以下のもの (ATM接続用のもの、CR接続用のもの及びイーサネット接続用のもの) ③ 14論理チャンネルタイプ (IP網接続用のもの)

	④ 28論理チャンネルタイプ (I P 網接続用のもの) ⑤ 69論理チャンネルタイプ (I P 網接続用のもの) ⑥ 300論理チャンネルタイプ (I P 網接続用のもの) (5) (略) (注1) ~ (注3) (略)
(略)	(略)

別表3～別表4 (略)

附 則(平成27年3月24日経企第1955号)
 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

	④ 28論理チャンネルタイプ (I P 網接続用のもの) ⑤ 46論理チャンネルタイプ (I P 網接続用のもの) ⑥ 69論理チャンネルタイプ (I P 網接続用のもの) (5) (略) (注1) ~ (注3) (略)
(略)	(略)

別表3～別表4 (略)